

競争参加者の資格に関する公示（物品製造等）

令和7・8・9年度において、日本下水道事業団の発注する物品の購入契約、製造契約、売払契約その他の契約（工事の請負、建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係る契約を除く。）を締結する場合の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年12月1日

日本下水道事業団

理事長 黒田 憲 司

1. 業種区分

	業	種	区	分
1. 物品等の販売 (卸売・小売) 又は製造	1－(イ)	建設・建築材料（セメント、木材、石材、アスファルト等及び二次製品を含む）、空調機材、衛生機材		
	1－(ロ)	繊維製品、皮革製品		
	1－(ハ)	事務用品、事務機器類（OA機器を含む）、家具類		
	1－(ニ)	印刷製本		
	1－(ホ)	燃料、潤滑油、油脂類		
	1－(ヘ)	車両、建設用機械、船舶		
	1－(ト)	電気機器、通信機器、情報処理機器		
	1－(チ)	試験・測量・測定・観測・監視機器		
	1－(リ)	その他		
2. 役務の提供	2－(イ)	集計、計算、調査研究		
	2－(ロ)	ソフトウェア、情報処理・提供サービス		
	2－(ハ)	映画・ビデオ製作、広告、企画、広報、催事運営		
	2－(ニ)	写真、製図、複写		
	2－(ホ)	運送		
	2－(ヘ)	翻訳、通訳		
	2－(ト)	建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理		
	2－(チ)	賃貸借		
2－(リ)	その他			
3. 買受け	3－(イ)	物品		
	3－(ロ)	建設用機械		

2. 申請の時期及び場所等

(1) 定期の競争参加資格の申請（郵送による申請のみ）

提出時期	郵送先
令和7年1月7日（火）～ 令和7年2月3日（月）	〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル 日本下水道事業団経営企画部会計課 宛

(注) ① 提出時期（令和7年2月3日（月）の消印有効）に上記の郵送先へ申請書類を郵送してください。提出期限を過ぎて郵送により申請された場合は、随時の申請となりますので注意して下さい。

② 持参による申請は受け付けませんので注意して下さい。

(2) 随時の競争参加資格の申請

定期の競争参加資格の申請（以下「定期の申請」という。）以降に申請された場合は、随時の競争参加資格の申請（以下「随時の申請」という。）の扱いとなります。その場合も、郵送先は2.（1）に記載の場所となります。

なお、競争参加資格の申請は、郵送のみ受け付けております。

3. 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして下さい。

掲載場所 <https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>

(2) 申請書の提出方法

申請書に次に掲げる書類を添付し、1部**書留郵便**で郵送して下さい。

(ア) 一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）[様式1]

（付表：営業所一覧表含む。）

(イ) 営業経歴書

(ウ) 登記事項証明書又はその写し（申請者が法人の場合）

(エ) 身元証明書又はその写し（申請者が個人の場合）

(オ) 財務諸表類（申請者が個人の場合はこれに類する書類）

(カ) 納税証明書の写し[国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2（個人の場合）同様式その3の3（法人の場合）のいずれか]

(キ) 一般競争参加資格申請書受付票

受付の有無の確認が必要な場合は、返信用封筒（切手貼付）に返信先の住所、商号又は名称、担当者の所属・氏名を記入のうえ、同封して下さい。受付印を押印して返送致します。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

- ① 申請書、添付書類及び申請用データは、日本語で作成して下さい。
- ② 申請書、添付書類及び申請用データ中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載して下さい。
* 詳細については、「一般競争参加資格審査申請書提出要領（物品製造等）」をご覧ください。

(4) 競争参加資格申請ができない者

次の欠格要件に該当する者は、資格審査申請書を提出することができません。

- 一 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 二 令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に次のイからホまでに掲げる行為をした者
 - イ 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 三 前2号に該当する者が役員である法人
- 四 第1号及び第2号に該当する者が支配人である個人
- 五 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 六 一般競争参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

4. 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、当事業団のホームページに「有資格者公表用名簿」を掲載することにより通知に代えることとし、認定通知書の発行は致しません。

5. 資格の有効期間

資格認定の日から令和10年3月31日までとします。